

○東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

令和四年六月二一日条例第二二号

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）を防止することにより、区民等の快適で平穏な生活を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 客引き行為 次に掲げる営業について、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為をいう。
 - イ 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
 - ロ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業
 - ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- ニ 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの（人の性的的好奇心に応じて人に接する役務を除く。）を提供する営業（午後八時から翌日の午前六時までの時間において行うものに限る。）
- 二 勧誘行為 次に掲げる行為をいう。
 - イ 人の性的的好奇心に応じて人に接する役務に従事するように勧誘すること。
 - ロ 専ら異性に対する接待（法第二条第三項に規定する接待をいう。）をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘すること。
 - ハ わいせつな行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。
- 三 客待ち 前二号に掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。
- 四 区民等 区内に居住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 五 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- 六 地域活動団体 町会、自治会、防犯協会、ボランティア団体その他の地域活動を行う団体を

いう。

七 飲食店等を営む者 第一号イからニまでに掲げる営業を行う者をいう。

八 公共の場所 道路、公園、広場その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所をいう。

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体と連携し、公共の場所における客引き行為等の防止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(区民等及び事業者の責務)

第五条 区民等及び事業者は、区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(特定地区における地域活動団体の責務)

第六条 第九条第一項に規定する特定地区を活動の範囲に含む地域活動団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする。

(公共の場所における客引き行為等の禁止)

第七条 何人も、公共の場所において、客引き行為等をしてはならない。

2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における客引き行為等をさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止等)

第八条 飲食店等を営む者は、公共の場所において客引き行為をした者又は当該行為に關係のある者から紹介を受けた者を、客として当該営業所内に立ち入らせてはならない。

2 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(客引き行為等防止特定地区の指定等)

第九条 区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認めた区域を、客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

2 区長は、特定地区を指定したときは、当該特定地区の区域その他東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、必要があると認めたときは、その指定した特定地区の区域を変更し、又はその指定を

解除することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(指導)

第十条 区長は、第七条又は第八条第一項の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導をするものとする。

2 区長は、客引き行為等防止推進員及び客引き行為等防止指導員（以下「推進員等」という。）を指定して前項の指導を行わせることができる。

3 何人も、威迫し、つきまとい、その他推進員等に不安を覚えさせるような方法により、第一項の指導を妨害してはならない。

(警告)

第十一条 区長は、特定地区において前条第一項の指導を受けた者が、更に特定地区において違反行為をしていると認めたときは、その者に対し当該違反行為を中止するよう警告をすることができる。

(勧告)

第十二条 区長は、前条の警告を受けた者が、更に特定地区において違反行為をしていると認めたときは、その者に対し当該違反行為を中止するよう勧告をすることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第十三条 区長は、第十条第一項、第十一条及び前条の施行に必要な限度において、違反行為をした者に対し必要な報告をさせることができる。

2 区長は、第十条第一項、第十一条及び前条の施行に必要な限度において、職員に、違反行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係のある者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問させ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせることができる。

3 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十四条 区長は、第十二条の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(店舗場所の提供者への通知)

第十五条 区長は、前条第一項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る者にその営業その他の業務の用に供するための場所を提供する土地又は建物（その一部を含む。）の所有者若しくは管理者に対し、当該公表に係る事項を通知することができる。

(関係行政機関への情報提供)

第十六条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めたときは、この条例の施行に関して把握した情報を、東京都、警察その他の関係行政機関に対し提供することができる。

(関係行政機関等への協力要請)

第十七条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めたときは、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の規定による勧告を受けた後に、特定地区において違反行為をした者
- 二 第十三条第一項の規定による必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十三条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

付 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第十条から第十五条まで、第十九条及び第二十条の規定は、同年十月一日から施行する。